

イギリスの年金制度の考え方と特徴（下）

堀 勝 洋

4. 公的年金制度安定化のための現行の措置と考え方

(1) 給付水準

① 歴 史

1908年の無拠出老齢年金の額は1人週5シリング（ただし、所得に応じて0～4シリングに減額）とされたが、これは救貧法に基づく救貧院での費用にほぼ等しいものであった。1925年の拠出制年金の額は1人週10シリングとされたが、これは既に1919年に10シリングとされた無拠出制年金額を引き継ぐものであった。

1942年のビヴァリジ報告は、社会保険を最低生活費を支給するものと位置づけた。最低生活費は、まず、「1938年の物価水準のもとで正常な場合に生存するのに十分であったと思われる1週間当りの所得」（Beveridge, 山田監訳〔2〕17頁）が表1及び表2のように算出され、これに物価上昇分25%で調整した額が1945年からの年金額とされた。すなわち、表3のように夫婦で週40シリング単身24シリングが基本額とされた。しかし、国はこれほどの額の年金を支給できるほど財政にゆとりがないと考えられたため、当初は夫婦25シリング、単身者14シリングとされ、20年かけて前述の額に引き上げていくこととされた。これが表4であり、上の表の(i)は既に拠出制年金に加入している者、下の

表1 労働年齢にある成人の最低生活必要額, 1938年価格表示 (単位: シリング/ペンス)

	夫 婦	男 子	女 子
食 費	13/—	7/—	6/—
被 服 費	3/—	1/6	1/6
光熱費, 雑費	4/—	2/6	2/6
余 裕 額	2/—	1/6	1/6
家 賃	10/—	6/6	6/6
合 計	32/—	19/—	18/—

(資料) Beveridge, 山田監訳〔2〕p. 132

表2 退職者の必要額, 1938年価格表示

(単位: シリング/ペンス)

	夫 婦	男 子	女 子
食 料	11/6	6/—	5/6
被 服 費	2/8	1/4	1/4
光熱費, 雑費	5/—	3/—	3/—
余 裕 額	2/—	1/6	1/6
家 賃	8/6	6/—	6/—
合 計	29/8	17/10	17/4

(資料) Beveridge, 山田監訳〔2〕p. 134

表3 退職年金の額

	シリング
夫ならびに収入のある職業に従事していない妻 (夫婦共同給付) ……	40(基本額)
単身の男子もしくは女子, 有業の妻を有する男子, 年金受給年齢以下の夫を有する女子で保険料を拠出した者 (単一年金) ……	24(基本額)
退職が延期された場合, その1年ごとに對し, 基本年金への付加分	
共同年金 ……	2
単一年金 ……	1

(資料) Beveridge, 山田監訳〔2〕p. 232

表の (ii) は加入していなかった者の年金額の引上げ計画を示したものである。

ビヴァリジ報告の年金額は、以上のように最低生活費に物価上昇を考慮した定額の給付であり、従前賃金又は平均賃金に対する一定割合という考えは採らず、また物価又は賃金の上昇に応じて自動的に年金額を引き上げていくことも考慮されていなかった。

1946年の国民保険法は、20年かけて成熟化させるというビヴァリジ勧告を採用せず、直ちに完全年金を支給した（ただし、新規の適用者については10年で成熟化させる措置を採った）。

年金の週額は、夫婦26シリング、単身16シリングであった。この26シリングは、男子筋肉労働者の平均賃金の19.1%であり、ビヴァリジ勧告の水準よりも劣るものであった（図1参照）。また、当時の国民扶助の週額が夫婦40シリング、単身25シリングプラス家賃であったので、多くの年金受給者は国民扶助に頼ることとなった。

その後、退職年金の週額は男子筋肉労働者の平均賃金の約5分の1程度に維持され（表4の（9）欄参照）、また国民扶助（後に補足給付）よりも年金額が低く維持されたため、多くの年金受給者は国民扶助を受けることをやむなくさ

表4 退職者に対する各年次別年金額（週当り）の例

(i) 現行拠出年金制度適用者

(単位：シリング/ペンス)

支払い年	基本年金		退職延期による増額分
	単身者	夫婦	
第1年(1944~45)	14/—	25/—	新計画発足後65歳（女子60歳）をこえる年齢で退職した者に対しては、65歳（60歳）以降退職を延期し、かつ新計画のもとで、すなわち1944年7月以降、拠出を支払った期間1年について週1シリング（夫婦2シリング）を増額する。
2	14/—	25/—	
3	15/—	26/6	
4	15/—	26/6	
5	16/—	28/—	
11 (1954~55)	19/—	32/6	
16 (1959~60)	21/—	35/6	
21 (1964~65)以降	24/—	40/—	

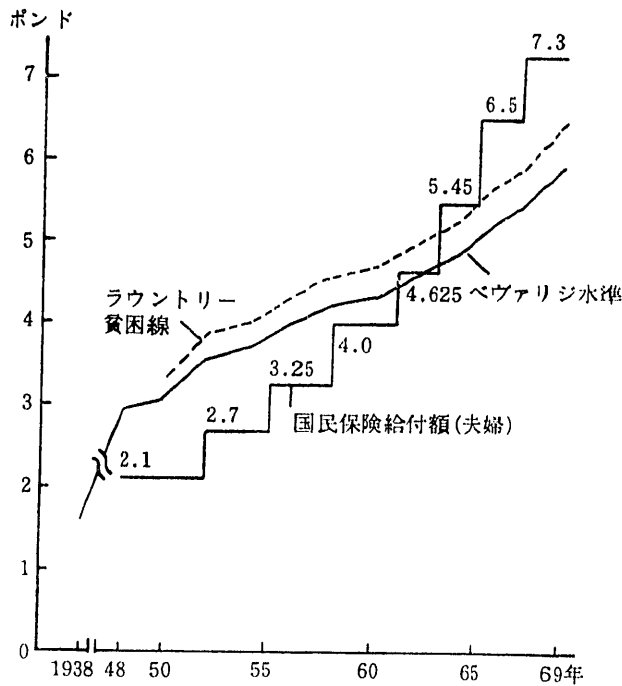
(ii) 現行拠出年金制度非適用者

(単位：シリング/ペンス)

支払い年	基本年金									
	単身者					夫婦				
	退職年					退職年				
	第11年	12	13	16	21	第11年	12	13	16	21
第11年(1954~55)	14/—					25/—				
12	14/—	15/—				25/—	26/6			
13	14/—	15/—	16/—			25/—	26/6	28/—		
16 (1959~60)	14/—	15/—	16/—	19/—		25/—	26/6	28/—	32/6	
21 (1964~65)以後	14/—	15/—	16/—	19/—	24/—	25/—	26/6	28/—	32/6	40/—

退職延期による増額分—1954年6月以後における、しかも65歳（60歳）に達したのちの拠出のみが勘定に入れられるという点を除けば、(i)の場合と同じ。

(資料) Beveridge, 山田監訳〔2〕p.274



(注) 1938年ビヴァリジ水準, 1950年ラウントリー貧困線は, 消費者物価の上昇に応じて引き上げられている。1950年のラウントリー貧困線には家賃を含めている。この家賃(10シリング9ペンス)は, 国民扶助受給夫婦の平均家賃額, 1948年10シリング, 1955年12.5シリングから推計されている(アトキンソン著, 田中・今岡訳『イギリスにおける貧困と社会保障改革』, 光生館, 1974年, 188頁)。

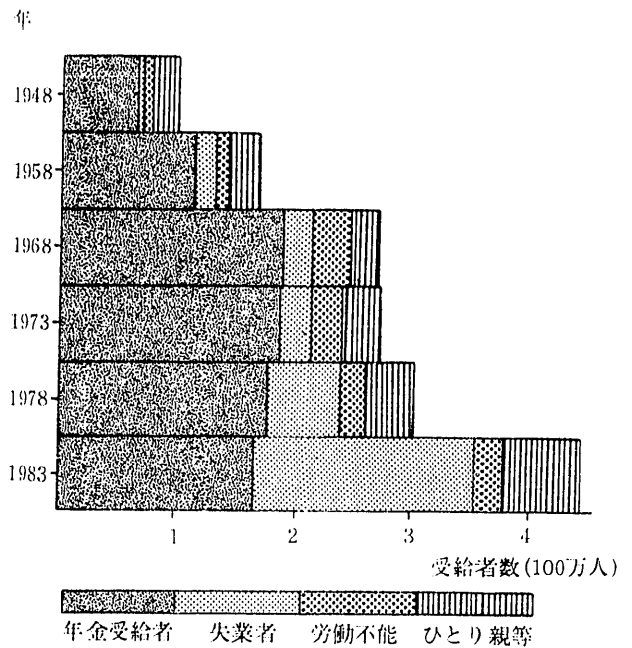
(資料) *Annual Abstract of Statistics*. Rowntree and Lavers, *Poverty and the Welfare State*. Longmans, 1951, p. 28.

(出所) 一圓 [32] p. 96

図1 国民保険給付額とビヴァリジ水準
ラウントリー貧困曲線との比較—夫婦の場合—

れた(図2参照)。

1959年法による所得比例の差等年金は給付水準が低く, また1975年に廃止されたため, イギリスの公的年金の給付水準を引き上げる役割を果たすには至らなかった。1974年法により物価が賃金がいずれか高い方の上昇率に合わせて定額年金を引き上げるという自動スライド制が導入された(それ以前は政策改定)が, 1980年に物価スライドにされた。1975年法により現行の国家所得比例年金制度(SERPS)が導入されたが, この給付水準は次の②で述べる。



(資料) HMSO [23] p. 13

図2 国民扶助(補足給付)受給者数
(受給類型別)

② 現行制度

現行の退職年金は, 定額年金と所得比例年金とからなっている。単身に対する定額年金は, 表5の(9)欄のとおり, 戦後一貫して男子筋肉労働者の平均賃金の5分の1程度であった。夫婦に対する定額年金は, 同様に表5の(10)欄にあるように, 男子筋肉労働者の平均賃金の3分の1程度であった。定額年金は毎年物価スライドされ, 1990年4月からの定額年金の週額は, 単身46.90ポンド, 夫婦75.10ポンドである。

2階部分の所得比例年金の額は, 最低所得額(LEL)を超える賃金の額(ただし, 最高所得額(UEL)までの額)を退職時の賃金で再評価した額の20%(1986年法改正前までは25%)である。この計算の基礎となる賃金は1978年の施行時から退職時までの全期間の賃金を再評価したものである(1986年法による改正前は, 最も高い20年間の賃金を再評価したものであった)。なお, この所得比例年金は, 退職後は物価スライドされる。

表5 定額の退職年金の上昇率, 1988年4月換算額及び賃金に対する率

年 月	定額退職年金の週額						1988年4月換算の額		男子筋肉労働者の平均賃金に対する割合		男子全労働者の平均賃金に対する割合	
	単 身 (1)	上 昇 率		夫婦の額 (4)	上 昇 率		単 身 (7)	夫 婦 (8)	単 身 (9)	夫 婦 (10)	単 身 (11)	夫 婦 (12)
		改訂前に対する率 (2)	1948.7に 対する率 (3)		改訂前に対する率 (5)	1948.7に 対する率 (6)						
	ポンド	%	%	ポンド	%	%	ポンド	ポンド	%	%	%	%
'48. 7	1.30	—	—	2.10	—	—	17.37	28.06	19.1	30.9	—	—
'51. 9	1.50	15.4	15.4	2.50	19.0	19.0	16.92	28.20	18.2	30.4	—	—
'52. 9	1.625	8.3	25.0	2.70	28.5	8.0	17.18	28.54	18.3	30.4	—	—
'55. 4	2.00	21.1	53.8	3.25	20.4	54.8	19.66	31.95	18.4	29.9	—	—
'58. 1	2.50	25.0	92.3	4.00	23.1	90.5	21.75	34.80	19.8	31.6	—	—
'61. 4	2.875	15.0	121.2	4.625	15.6	120.2	23.87	38.40	19.1	30.7	—	—
'63. 5	3.375	17.4	159.6	5.45	17.7	159.5	26.00	41.99	20.4	33.0	—	—
'65. 3	4.00	18.5	207.7	6.50	19.3	209.5	29.14	47.35	21.4	34.8	—	—
'67.10	4.50	12.5	246.2	7.30	12.3	247.6	30.09	48.82	21.1	34.2	—	—
'69.11	5.50	11.1	284.6	8.10	11.0	285.7	29.98	48.57	20.0	32.4	—	—
'71. 9												
N<80	6.60	20.0	361.5	9.70	19.8	361.9	30.89	49.94	19.5	31.6	17.5	28.3
80≦N	6.25	25.0	380.8	10.20	25.9	385.7	32.18	52.51	20.4	33.2	18.2	29.7
'71. 9												
N<80	6.00	20.0	361.5	9.70	19.8	361.9	30.89	49.94	19.5	31.6	17.5	28.3
80≦N	6.25	25.0	380.8	10.20	25.9	385.7	32.18	52.51	20.4	33.2	18.2	29.7
'72.10												
N<80	6.75	12.5	419.2	10.90	12.4	419.0	32.03	51.72	18.9	30.4	17.0	27.5
80≦N	7.00	12.0	438.5	11.40	11.8	442.9	33.22	54.09	19.6	31.8	17.6	28.7
'73.10												
N<80	7.75	14.8	496.2	12.50	14.7	495.2	33.46	53.08	19.2	30.9	17.5	28.2
80≦N	8.00	14.3	515.4	13.00	14.0	519.0	34.54	56.13	19.8	32.2	18.1	29.3
'74. 7												
N<80	10.00	29.0	669.2	16.00	28.0	661.9	38.05	60.88	21.6	34.6	19.8	31.6
80≦N	10.25	28.1	688.5	16.50	26.9	685.7	39.00	62.78	22.1	35.6	20.3	32.6
'75. 4												
N<80	11.60	16.0	792.3	18.50	15.6	781.0	37.50	59.81	20.8	33.2	19.1	30.4
80≦N	11.85	15.6	811.5	19.00	15.2	804.8	38.31	61.43	21.3	34.1	19.5	31.3
'75.11												
N<80	13.30	14.7	923.1	21.20	14.6	909.5	38.50	61.36	21.5	34.3	19.6	31.3
80≦N	13.55	14.3	942.3	21.70	14.2	933.3	39.22	62.81	21.9	35.1	20.0	32.0
'76.11												
N<80	15.30	15.0	1076.9	24.50	15.6	1066.7	38.52	61.68	22.1	35.4	20.1	32.1
80≦N	15.55	14.8	1096.2	25.00	15.2	1090.5	39.15	62.94	22.4	36.1	20.4	32.8
'77.11												
N<80	17.50	14.4	1246.2	28.00	14.3	1233.3	38.98	62.36	23.1	37.0	21.0	33.6
80≦N	17.75	14.1	1265.4	28.50	14.0	1257.1	39.53	63.48	23.4	37.6	21.3	34.2
'78.11												
N<80	19.50	11.4	1400.0	31.20	11.4	1385.7	40.19	64.31	22.3	35.7	20.4	32.6
80≦N	19.75	11.3	1419.2	31.70	11.2	1409.5	40.71	65.34	22.6	36.3	20.6	33.1
'79.11												
N<80	23.30	19.5	1692.3	37.30	19.6	1676.2	40.91	65.50	22.5	36.0	20.4	32.7
80≦N	23.55	19.2	1711.5	37.80	19.2	1700.0	41.35	66.37	22.7	36.5	20.6	33.1

'80. 11													
N < 80	27. 15	16. 5	1988. 5	43. 45	16. 5	1969. 0	41. 34	66. 16	22. 9	36. 6	20. 1	32. 2	
80 ≤ N	27. 40	16. 3	2007. 7	43. 95	16. 3	1992. 9	41. 72	66. 92	23. 1	37. 1	20. 3	32. 5	
'81. 11													
N < 80	29. 50	9. 0	2176. 9	47. 35	9. 0	2154. 8	40. 26	64. 40	22. 9	36. 6	19. 8	31. 7	
80 ≤ N	29. 85	8. 9	2196. 2	47. 85	8. 9	2178. 6	40. 60	65. 08	23. 1	36. 9	20. 0	32. 0	
'82. 11													
N < 80	32. 85	11. 0	2426. 9	52. 55	11. 0	2402. 4	42. 05	62. 76	23. 7	38. 0	20. 5	32. 7	
80 ≤ N	33. 10	10. 9	2446. 2	53. 05	10. 9	2426. 2	42. 37	67. 90	23. 9	38. 3	20. 6	33. 0	
'83. 11													
N < 80	34. 05	3. 7	2519. 2	54. 50	3. 7	2495. 2	41. 57	66. 53	22. 7	36. 4	19. 4	31. 1	
80 ≤ N	34. 30	3. 6	2538. 5	55. 00	3. 7	2519. 0	41. 87	67. 14	22. 9	36. 7	19. 6	31. 4	
'83. 11													
N < 80	34. 05	3. 7	2519. 2	54. 50	3. 7	2495. 2	41. 57	66. 53	23. 1	36. 9	19. 8	31. 6	
80 ≤ N	34. 30	3. 6	2538. 5	55. 00	3. 7	2519. 0	41. 87	67. 14	23. 2	37. 2	19. 9	31. 9	
'84. 11													
N < 80	35. 80	5. 1	2653. 8	57. 30	5. 1	2628. 6	41. 65	66. 66	22. 4	35. 9	19. 1	30. 6	
80 ≤ N	36. 05	5. 1	2673. 1	57. 80	5. 1	2652. 4	41. 94	67. 24	22. 6	36. 2	19. 2	30. 8	
'85. 11													
N < 80	38. 30	7. 0	2846. 2	61. 30	7. 0	2819. 0	42. 25	67. 62	22. 7	36. 3	19. 2	30. 7	
80 ≤ N	38. 55	6. 9	2865. 4	61. 80	6. 9	2842. 9	42. 52	68. 17	22. 9	36. 6	19. 3	31. 0	
'86. 7													
N < 80	38. 70	1. 0	2876. 9	61. 95	1. 1	2850. 0	41. 99	67. 12	22. 0	35. 2	18. 4	29. 5	
80 ≤ N	38. 95	1. 0	2896. 2	62. 45	1. 1	2873. 8	42. 26	67. 76	22. 1	35. 4	18. 5	29. 7	
'87. 4													
N < 80	39. 50	2. 1	2938. 5	63. 25	2. 1	2911. 9	41. 05	65. 74	21. 3	34. 1	17. 6	28. 2	
80 ≤ N	39. 75	2. 1	2957. 7	63. 75	2. 1	2935. 7	41. 31	66. 26	21. 4	34. 4	17. 7	28. 5	
'88. 4													
N < 80	41. 15	4. 2	3065. 5	65. 90	4. 2	3038. 1	41. 15	65. 90	20. 4	32. 7	16. 9	27. 1	
80 ≤ N	41. 40	4. 2	3084. 6	66. 40	4. 2	3061. 9	41. 40	66. 40	20. 6	33. 0	17. 0	27. 3	

(注) N < 80 : 80歳未満, 80 ≤ N 80歳以上を表している。
 (資料) Department of Social Security [14] p. 258—259

③ 代替率

従前所得に対する年金額の比率を代替率 (replacement rate) というが、イギリスにおいては公的年金の代替率をいくりにするかについては公的には表明されていないようである (1957年の労働党の提案、いわゆるR. クロスマンの第1次案は50%の代替率を提唱した)。しかし、所得比例年金が成熟した場合の代替率は大体計算することができるので、以下に示す。

男子筋肉労働者の平均賃金をAとすると、定額年金の額はほぼ単身が1/5A、夫婦は1/3Aとなる。次に、所得比例年金については最低所得

額 (LEL) と最高所得額 (UEL) が関係するが、LEL は定額年金額とほぼ等しいため1/5A、UEL は平均賃金Aの1.5倍とされているため11/2Aとする。所得比例年金額は、LEL を超える生涯賃金 (ただし、UEL を上限とする。) の20%とされているため、(生涯賃金-1/5A) × 0.2となる。

まず、生涯賃金が男子筋肉労働者の平均賃金と同じであった者の代替率は、次のとおり単身で36%、夫婦で49.3% (ただし、妻は専業主婦、以下同じ。) となる。

$$\begin{aligned} & \text{单身} [1/5A + (A - 1/5A) \times 0.2] \div A \\ & \text{定額年金 所得比例年金} \\ & = 0.36 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{夫婦} [1/3A + (A - 1/5A) \times 0.2] \div A \\ & = 0.493 \end{aligned}$$

次に、生涯賃金が最高所得額(UEL)と同じ $1\frac{1}{2}A$ であった者の代替率は、次のとおり単身で30.7%、夫婦で39.6%となる。

$$\begin{aligned} & \text{单身} [1/5A + (1\frac{1}{2}A - 1/5A) \times 0.2] \\ & \div 1\frac{1}{2}A = 0.307 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{夫婦} [1/3A + (1\frac{1}{2}A - 1/5A) \times 0.2] \\ & \div 1\frac{1}{2}A = 0.396 \end{aligned}$$

最後に、生涯賃金が最低所得額(LEL)と同じ $1/5A$ であった者は、自営業者と同様所得比例年金は支給されず、定額年金のみとなる。その代替率は、次のとおり単身100%夫婦167%となる。

$$\text{单身 } 1/5A \div 1/5A = 1$$

$$\text{夫婦 } 1/3A \div 1/5A = 1.67$$

以上のように、代替率は生涯賃金が低かった者ほど高く、所得再分配効果が表れている。これは、所得にかかわりなく支給される定額年金が効いてくるからである。(なお、イギリスの定額年金は物価スライドで賃金スライドでないため、将来その額が単身で男子筋肉労働者の平均賃金の5分の1、夫婦で3分の1に満たなくなるおそれがあるが、ここではそれが維持されると仮定して計算した。)

④ 評 価

平成元年改正後の我が国の厚生年金のモデル年金月額、夫婦に対する老齢基礎年金111,000円(55,000円×2人)プラス老齢厚生年金86,400円の合計197,400円である。この額は、男子の平均標準報酬月額288,000円の69%であり、これが夫婦の代替率になる。単身(夫)の代替率

は、老齢基礎年金55,500円プラス老齢厚生年金86,400円の合計141,900円を288,000円で除して、49.3%となる。このように、イギリスと比べて我が国の代替率は、単身及び夫婦とも高くなっている。しかし、我が国には多額のボーナスがあるため、3.13か月分のボーナス(昭和63年毎月勤労統計調査)を考慮に入れると、代替率は単身37.5%、夫婦52.2%となる。この代替率はイギリスより若干高いものである。ただし、イギリスは年金受給開始後は物価スライドであるのに対し、我が国は財政再計算の中間年は物価スライドであるが、財政再計算時に賃金や消費支出にスライドされる。

(2) 支給開始年齢

① 歴 史

1908年法の老齢年金の支給開始年齢は70歳と高く設定されたが、これは財政上の理由による。1925年法はこの年齢を65歳に引き下げたが、これは65~69歳の者の年金については、保険料を拠出させることによって支出を賄うものであった。1940年法で女子の支給開始年齢が60歳に引き下げられたが、これは一般的に夫の年齢よりも妻の年齢が低いいため、夫婦が同時期に年金を受給できないという問題を解消するためのものであった(なお、1946年法で退職年金受給の夫に妻がいる場合加給されることとなったため、女子の60歳支給開始の根拠は薄れたが、政治的理由で女子について65歳に引き上げることは困難であった)。

1942年のビヴァリジ報告は、男子65歳、女子60歳という支給開始年齢を変更することは勧告しなかった。しかし、財政的理由その他により、年金を受給するためには退職を要件とするようにし、老齢年金から退職年金に変えるよう勧告

した。そして、退職を1年延期するごとに、单身週1シリング、夫婦週2シリング（年金額について経過措置が設けられたので、この額についても経過措置が設けられている。）年金を増額するよう勧告した。

1946年法はこの勧告をほぼ受け入れたが、次のような修正を加えた。すなわち、退職しなくても週賃金が1ポンド未満であれば年金を支給し、1ポンドを超える賃金の1シリングにつき年金額を1シリング減額するという所得制限（earnings rule）を導入した。しかし、男子70歳、女子65歳を超えれば、退職しなくても年金を支給することとした。

その後今日に至るまで、男子65歳女子60歳という支給開始年齢は変更されなかった。しかし、所得制限の額はしばしば引き上げられてきており、1989年社会保障法により退職要件及び所得制限の制度は廃止された。すなわち、退職しなくても男子65歳、女子60歳から年金が支給されるようになったが、これは高齢者の雇用を促進すること及び所得制限の事務の繁雑さを解消することが目的であったといわれている。

② 支給開始年齢をめぐる論議

1954年のフィリップス委員会は、財政上の理由から、男女とも支給開始年齢を3歳ずつ引き上げることを示唆したが、受け入れられなかった。1957年の労働党の年金改革案は、当初女子の支給開始年齢を65歳としたが、後に60歳に据え置くこととした。

1977年の「平等機会委員会（Equal Opportunity Commission）」や「全国年金基金協会（National Association of Pension Funds）」の報告は、男女の平等取扱いを提唱した。1982年の下院社会サービス委員会は「退職年齢（Age of Retirement）」と題する報告書を発表し、男

女とも63歳から支給することを提案した。そして、男女とも60歳から支給開始する場合の追加費用を年25億ポンド、男女とも63歳から支給開始する場合の追加費用を5億ポンドと推計した。

1985年のグリーンペーパーは、60歳から70歳までを退職の10年と位置づけ、退職年齢の弾力化について述べ、早期退職は年金を減額し、退職を繰り下げた場合は年金を増額することを提案したが、具体的に提案するまでには至らなかった。

現在、男女平等化という考えの下で、年金の支給開始年齢の男女差を解消する必要があるという認識はあるものの、それを変更する動きはない。男女とも63歳にするためには費用がかかり、女子を65歳に引き上げることは政治的に難しいという状況がこの背後にある。そして、他のヨーロッパ諸国と違って、失業率が高いため若年労働者に職を譲るという意味での支給開始年齢引下げの議論は、イギリスではあまりみかけない。

（3）保険料及び国庫負担

① 歴 史

イギリスで社会保険が初めて導入されたのは1911年の健康保険及び失業保険であるが、この前者の費用は男子被保険者が週4ペンス、事業主が週3ペンス、国庫が週2ペンス負担することとされた。この時以来、三者負担がイギリスの伝統となった。

年金については、1908年の老齢年金は全額国庫負担とされたが、1925年に拠出制の年金が導入された。1925年法では、男子については被保険者本人が週4 1/2ペンス、事業主が週4 1/2ペンス、女子については被保険者本人が週2ペンス、事業主が2 1/2ペンス拠出することとされ

表6 ビヴァリジ報告の保険料額

(単位: シリング/ペンス)

	男 子			女 子		
	被保険者	使用者	合計	被保険者	使用者	合計
第I種						
21歳以上	4/3	3/3	7/6	3/6	2/6	6/-
18~20歳	3/6	2/9	6/3	3/-	2/-	5/-
16~17歳	2/6	2/6	5/-	2/-	2/-	4/-
第II種						
21歳以上	4/3	—	—	3/9	—	—
18~20歳	3/6	—	—	3/-	—	—
16~17歳	2/-	—	—	2/-	—	—
第IV種						
21歳以上	3/9	—	—	3/-	—	—
18~20歳	3/-	—	—	2/6	—	—
16~17歳	1/6	—	—	1/6	—	—

(注) 結婚一時金を実施しない場合には、第I種および第II種に属する21歳以上および18~20歳の女子被保険の保険料は3ペンスだけ減額される。

(資料) Beveridge, 山田監訳〔2〕p. 234

表7 3時点における社会保障費用の国庫、被保険者および使用者の負担額

(単位: 100万ポンド)

財 源 負 担	1938~39年 (1)	1945年		1965年 新制度 (4)
		現行制度 (2)	新制度 (3)	
国庫(病院ならびに公的 扶助については地方税)	212	265	351	519
被 保 険 者	55	69	194	192
使 用 者	66	83	137	132
その他(主に利子収入)	9	15	15	15
総 計	342	432	697	858

(注) 1938~39年の国庫ならびに地方公共団体の負担額212,000,000ポンドは付録Bの表23にもとづいて計算されたものであり、その内訳は、社会保険と扶助に対する国庫拠出が135,300,000ポンド、公的扶助と盲人扶助に対する地方税からの支出が26,300,000ポンド、施設医療サービスに対する国税・地方税による支出見積額が50,000,000ポンドである。被保険者拠出額については表23に示されている。使用者拠出については、これに労働者災害補償の見積額と事務費の合計13,000,000ポンドをプラスしたものを表23に示している。1945年の使用者拠出137,000,000ポンドには、現行補償請求に備えて労使が保有する積立金5,000,000ポンドが含まれている。

(資料) Beveridge, 山田監訳〔2〕p. 171

た。この保険料は、16歳の新規加入者については自分の65～69歳の年金費用の全額と70歳以上の20%（1936年の新規加入者は55%、1946年の新規加入者は80%、1956年の新規加入者は100%）を賄うものとして設定された。残りが国庫負担である。このように、定額拠出と労使負担がイギリスの保険料拠出の伝統となった。

1942年のビヴァリジ報告の労使の保険料額は、男女別、年齢別、種（class）別に、表6のように設定された。この種別というのは被保険者を分類したもので、第Ⅰ種は被用者、第Ⅱ種は自営業者、第Ⅲ種は主婦（これは夫の拠出による年金を受給するため、保険料を拠出しない。）、第Ⅳ種はその他の労働年齢にある者である。この保険料額は、以下のような考えで設定された。

まず、国民保険の給付のうち、失業給付の3分の2、退職年金等その他の給付の6分の5は保険料で負担し、残りは国庫負担とする。保険料額は16歳の新規加入者の数理的保険料額であり、したがって16歳以上の者の過去勤務債務は国庫負担となる。労使の分担は、退職年金、寡婦年金、失業給付、労働不能給付等は労使折半、一時払い出産金、結婚一時金等は被保険者のみ負担し、したがって表6で被保険者の方が使用者より多く負担することになっている。また、男女差は男子が自分の妻の年金分を負担することから生じている。表6の保険料額には、国民保険の給付ではない NHS（国民保健サービス）に要する費用（21歳以上の者については、男子週10ペンス、女子週8ペンス）を含んでいる。ビヴァリジ報告では、退職年金は1945年から20年かけて徐々に年金額を引き上げていくこととされたが、その引上げに要する費用は全額国庫負担とされた。

ビヴァリジ報告における三者負担の総額は、

表7のとおりである。1945年の新制度（表7の(3)の欄）をみると、国庫負担が50.4%、被保険者負担が27.8%、使用者負担が19.7%、その他の負担が2.2%となっている。退職年金の経過措置が終わる1965年では、国庫負担が60.5%、被保険者負担が22.4%、使用者負担が15.4%、その他の負担が1.7%となっている。

1946年法は経過措置を設けず直ちに完全年金（ただし、額はビヴァリジ報告よりも低い。）を支給したが、それに要する費用は国庫負担によって賄われた。

1959年法によって、従来からの定額保険料に加えて、所得比例の差等保険料が導入された。これは、週9ポンドを超える賃金のうち15ポンドまでについて8.5%の率の保険料を労使折半するものであった。ただし、国の差等年金以上の給付を行う職域年金については適用除外が認められ、適用除外者については差等保険料の拠出を免除された。その代わりに、より高い定額保険料を拠出することとされた。これは、差等保険料で定額年金の費用をも賄うことが予定されていたからである。ビヴァリジ報告では、保険料の積立てが、一部なされることが予定されていたが、この時期にはほとんどなくなり、差等年金制度も賦課方式によることとされた。国庫負担は定額拠出部分に限られ、被用者については労使拠出分の4分の1、自営業者については3分の1とされた。

1975年法により定額保険料プラス所得比例保険料の制度が廃止され、現行の所得比例保険料に一本化された。すなわち、最低所得額（LEL）を超える者の全賃金（ただし、最高所得額（UEL）までの賃金に限る。）に対し一定の保険料率を乗ずるものである。ただし、自営業者は定額保険料だけである。国庫負担率は、保険料

表8 国庫負担率の推移

年 度	国庫負担率
1977—78	17.9%
1978—79	22.0
1979—80	22.5
1980—81	22.7
1981—82	17.3
1982—83	15.9
1983—84	15.8
1984—85	13.7
1985—86	10.4
1986—87	10.8

(注) 国庫負担率とは、保険料収入に対する国庫負担の割合である。

(資料) Central Statistical Office
[4] p. 50

収入の18% (全収入に対する割合はもっと低くなる。) とされたが、これはその当時の国庫負担率を維持するものであった。しかし、この国庫負担率は、政府が保険財政の状況をみながら変更することができ、我が国のように固定的なものではない。

その後、1985年法により、低所得者に対する保険料率が軽減されることになったが、これは事業主の保険料負担を低めて雇用を促進し、失業率の低下を図ることがねらいであったといわれる。

国庫負担率は、1979年にサッチャー政権が成立して以後、表8のように年々削減され、1989年法により廃止されるに至っている。

(2) 現行制度とその評価

保険料は、第1種～第4種 (class 1～class 4) までに分かれている。第1種保険料は被用者に対するものであり、その保険料率は表9のように、賃金額、適用除外の有無等によって異なっている。第2種保険料は自営業者に対するものであり、1988年4月11日現在で、年収2,250ポンドを超える者に対し週4.05ポンドの定額保険料が課される。ただし、年収が4,750～15,860ポンドの者に対し6.3%の第4種保険料が課されるが、これは給付には結びつかない。第3種保険料は収入がない無職者等が任意に拠出できる保険料であり、1988年4月11日で週3.95ポンドである。以上の保険料には、国民保険の給付のほか国民保健サービス (NHS)、剰員整理基金への移換金も含んでいる。

国民保険の財政方式は賦課方式であり、現在の保険料で現在の給付費を賄っている。したがって、保険料率は国民保険の給付を賄えるように設定される。1986年度で給付費 (255億ポンド) の23%程度 (59億ポンド) の積立金があるが、これは異常な支出に備えるためのものである。

表9 第1種保険料の率

1988年4月6日現在 (単位: %)

週賃金 (ポンド)	非適用除外者		適用除外者				
	被保険者	事業主	被保険者		事業主		
			LEL以下	LEL-UEL	LEL以下	LEL-UEL	UEL以上
41.00—69.99	5.0	5.0	5.0	3.0	5.0	1.2	—
70.00—104.99	7.0	7.0	7.0	5.0	7.0	3.2	—
105.00—154.99	9.0	9.0	9.0	7.0	9.0	5.2	—
155.00—305.00	9.0	10.45	9.0	7.0	10.45	6.65	—
305.00以上	—	10.45	—	—	10.45	6.65	10.45

(資料) Department of Social Security [14] p. 242

り、国債に投資される。1986年度の利子収入は6.2億ポンドで、これは収入総額の2%程度である。

国民保険の被保険者負担の保険料分の賃金にも課税され（給付も原則として課税される）が、これはかつて社会保険料控除が基礎控除に吸収されたためである。これに反し、職域年金の保険料は一定程度まで非課税とされている。事業主負担の保険料は非課税である。

イギリスの保険料制度について、我が国の参考となる点を挙げると、次のとおりである。

- (1) 我が国の被用者年金の保険料率は一律であるが、イギリスは賃金に応じた段階制である。今後、我が国において、パートタイマーなど低賃金の者について、低率の保険料率を適用することを検討する必要がある。
- (2) 我が国の被用者年金においては、標準報酬月額の上限以上の所得に対しては保険料は課されないが、イギリスは事業主については最高所得額（UEL）以上の賃金についても保険料が課されている。
- (3) 我が国の公的年金の保険料はどんな低所得者にも課されているが（国民皆年金）、イギリスは低所得者には課しておらず、これらの者は任意保険料を納めることができる（第3種保険料）。
- (4) 我が国の自営業者に対する保険料は定額保険料だけであるが、イギリスでは定額保険料のほか、一定額の収入については被用者に対する事業主負担分と同じ率の保険料を課し（第4種保険料）、これは何の給付にも結びつかない。
- (5) 我が国では被用者の妻で一定額以下の収入しかないものは国民年金の保険料を納める必要はなく（第3号被保険者）、妻の出産、育

児、介護等の期間中の基礎年金権の保全に役立っている。また、国民年金には生活保護受給者、障害年金受給者、低所得者等に対する保険料免除の制度がある。しかし、イギリスではこの範囲が広く、失業者、出産手当受給者、就労不能者、21歳未満の学生に対し保険料の免除がなされる。しかも、これらの者の定額年金権は完全に保全されるのに反し、我が国の免除者の国民年金額は3分の1に減額される。また、イギリスでは、障害者、16歳未満の児童、高齢者等の世話をしている者については、「家庭責任のための保全措置（home responsibilities protection：HRP）」と呼ばれる特別措置が講じられる。

- (6) 我が国の保険料は保険者によってそれぞれ徴収され、特に国民年金の保険料は実質的に強制徴収ではなくなっているが、イギリスでは税の徴収と同じように税務署でなされている。
- (7) 我が国の被用者年金の標準報酬月額の上限及び下限は政策的に改定されているが、イギリスの最高所得額（UEL）及び最低所得額（LEL）は、賃金の上昇率に応じて毎年自動的に引き上げられている。
- (8) 我が国の厚生年金の保険料は65歳以後は在職していても課されないが、イギリスでは退職年金の支給開始年齢以後本人が在職していれば事業主については保険料が課される。

(4) 1986年法による制度安定化のための措置
サッチャー政権は、1986年の社会保障法により、年金制度安定化のための措置を幾つか講じた。これは(1)給付水準の引下げ、(2)私的年金の育成、(3)私的年金への負担の転嫁の3つにまとめることができる。

1) 給付水準の引下げ

- ① 2階部分の所得比例年金額は、年金算定所得の25%とされていたが、これを20%に引き下げた（ただし、引下げは徐々に行われ、経過措置が設けられている）。
- ② 所得比例年金の算定対象所得は、従来は最も高い20年間の賃金とされていたが、全期間の賃金に改められた。このため、生涯における低い賃金も算入されるとともに、失業等のため保険料を納付しない期間も算入されるため、年金額の算定対象所得の額も低くなる。
- ③ 寡婦年金額は、従来は自分の所得比例年金額に加えて夫の所得比例年金の全額が支給されたが、2000年度以後は半額しか支給されなくなる。

2) 私的年金の育成

- ① 適用除外の職域年金制度から脱退して、個人年金に加入できるようにした。この個人年金は拠出建てである。
- ② 職域年金は従来は給付建ての制度だけが適用除外を認められたが、拠出建ても適用除外が認められることになった。
- ③ 1988年度から5年間、数理的な免除保険料率のほかに、適用除外を促進するため2%（最低週1ポンド）の免除保険料率が上乘せされた。
- ④ 選択の自由と競争を促進するため、職域年金の受託機関として、銀行、建築金融組合（building society）及び投資信託（unit trust）も認められた。

3) 私的年金への負担の転嫁

- ① 職域年金は、従来は支給開始年齢までの賃金の再評価分を負担し、それ以後の物価スライド分は負担しなかった（この分は国

の所得比例年金（SERPS）として支給することとされていた）が、年3%までの物価上昇分についても職域年金が負担することとされた。

- ② 寡婦年金については職域年金は支給を要しなかったが、支給が義務づけられた。
- ③ 従来5年未満で離職した者については職域年金権の保全は義務づけられていなかったが、この早期離職の期間が2年に短縮された。

参考文献

- 1) Benjamin, B. et al., *Pensions : The Problems of Today and Tomorrow*, Allen & Unwin, 1987
- 2) Beveridge, W., *Social Insurance and Allied Services*, HMSO, 1942, 山田雄三監訳『社会保険および関連サービス』至誠堂, 昭和44年
- 3) Bruce, M., *The Coming of the Welfare State*, Schocken Books Inc., 1966, 秋田成就訳『福祉国家への歩み』法政大学出版局, 昭和59年
- 4) Central Statistical Office, *Annual Abstract of Statistics : 1989 Edition*, HMSO, 1989
- 5) Central Statistical Office, *Social Trends 19 : 1989 Edition*, HMSO, 1989
- 6) Chancellor of the Exchequer, *The Government's Expenditure Plans 1989-90 to 1991-2 : Chapter 15-Department of Social Security*, HMSO, 1989
- 7) Chatterton, D. A., *The Reforms of Pensions into 21st Century : A Critique*, *New Law Journal*, March 25, 1988 and April, 1989
- 8) Creedy, J., *State Pensions in Britain*, The National Institute of Economics and Social Research, 1982
- 9) Creedy, J. et al., *Social Insurance in Transition*, Clarendon Press, Oxford, 1985
- 10) Davis, E., et al., *1985 Benefit Reviews : The Effects of the Proposals*, The Institute for Fiscal Studies, 1985
- 11) Daykin, C. D. et al., *The Social Security 13 : 11 1986 : Proposals for Pension Reform*, 13 May 1986

- 12) Department of Health and Social Security, *National Superannuation and Social Insurance: Proposals for Earnings-Related Social Security*, HMSO, 1969
- 13) Department of Health and Social Security, *Strategy for Pensions: The Future Development of State and Occupational Pension*, HMSO, 1971
- 14) Department of Social Security, *Social Security Statistics 1988*, HMSO, 1988
- 15) Desario, J. P. (ed.), *International Public Policy Sourcebook (Vol. 1 Health and Social Welfare)*, Greenwood Press, 1989
- 16) Dilnot, A. W. et al. (ed.), *The Economics of Social Security*, Oxford University Press, 1989
- 17) Dilnot, A. W. et al., *The Reform of Social Security*, Institute for Fiscal Studies, 1984
- 18) Dixon, J. et al. (ed.), *Social Welfare in Developed Market Countries*, Routledge, 1989
- 19) Ellis, B., *Pensions in Britain*, HMSO, 1989
- 20) Esam, P. et al., *Who's to Benefit: A Radical Review of the Social Security System*, Verso, 1985
- 21) Hannah, L., *Inventing Retirement: The Development of Occupational Pensions in Britain*, Cambridge University Press, 1986
- 22) HMSO, *Reform of Social Security*, Cmnd 9517, 1985
- 23) HMSO, *Reform of Social Security: Programme for Change*, Cmnd 9518, 1985
- 24) HMSO, *Reform of Social Security: Background Papers*, Cmnd 9519, 1985
- 25) HMSO, *Reform of Social Security: Programme for Action*, Cmnd 9519, 1985
- 26) HMSO, *Social Security Bill 1986: Report by the Government Actuary on the Financial Effects of the Bill on the Nation Insurance Fund*, Cmnd 9711, 1986
- 27) HMSO, *The Government's Expenditure Plans 1989-90 to 1991-92*, Cm 615, 1989
- 28) Ogus, A. I. et al., *The Law of Social Security*, Butterworths, 1988 (3rd ed.)
- 29) Sayszszak, E., The Future of Women's rights: The Role of European Community Law, Brenton, M. (ed.), *The Year Book of Social Policy 1986-7*. Longman, 1987
- 30) Ward, S., *The Essential Guide to Pensions: A Workers' Handbook*, Pluto Press, 1988
- 31) Wilding, P., *In Defence of the Welfare State*, Manchester University Press, 1986
- 32) 一圓光彌『イギリス社会保障論』光生館, 昭和57年
- 33) 榎原 朗『イギリス社会保障の史的研究Ⅰ』法律文化社, 昭和48年
- 34) 榎原 朗『イギリス社会保障の史的研究Ⅱ』法律文化社, 昭和55年
- 35) 榎原 朗『イギリス社会保障の史的研究Ⅲ』法律文化社, 昭和63年
- 36) 榎原 朗「戦後イギリスの年金政策の変容」生命保険文化研究所『所報』68, 69号, 昭和59年9月, 12月
- 37) 榎原 朗『イギリスの企業年金』生命保険文化研究所, 昭和62年
- 38) 小山路男『西洋社会事業史論』光生館, 昭和53年
- 39) 小山路男編『福祉国家の生成と変容』光生館, 昭和58年
- 40) 社団法人地方公務員共済組合協議会『海外公務員年金制度調査報告書』昭和63年
- 41) 田村正雄「イギリスの年金適用除外制度—免除料率と移管金について」『週刊社会保障』No. 1399 (昭和61年9月22日), No. 1400 (昭和61年9月29日), No. 1402 (昭和61年10月6日), No. 1403 (昭和61年10月13日), No. 1404 (昭和61年10月20日)
- 42) 福島勝彦『イギリスの社会保障政策<戦後の展開>』同文館出版, 昭和58年
- 43) 堀 勝洋「国民保険」社会保障研究所編『イギリスの社会保障』東京大学出版会, 昭和62年(ほり・かつひろ 社会保障研究所研究部長)